

川崎市入札時VE方式試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市が発注する工事について、民間の技術開発を積極的に活用することにより、建設工事のコストの縮減を図るため、施工方法等に関する提案（以下「VE提案」という。）を受け付ける入札時VE方式の試行に必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札方式又は公募型指名競争入札方式の工事であって、比較的高度又は特殊な技術力を要するとともに、民間の技術開発の進展の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事で、コスト縮減が可能となる技術提案が期待できる工事を選定するものとする。

(提案を求める範囲)

第3条 VE提案を求める範囲は、施工方法等であって、従来一般的には設計図書において指定されてきたもののうち、コスト縮減が可能となる技術提案を期待できるもので、民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものの中から、工事特性に応じて定めることとし、原則として、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。ただし、施工方法等の変更に起因して工事目的物の変更を伴うことが想定される場合には、必要と認める範囲で工事目的物の変更を含めることができるものとする。

(提案の提出方法)

第4条 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）が、VE提案に基づき施工しようとする場合は、その内容を明示したVE提案書（第1号様式）を提出するものとする。

2 入札参加希望者が、前項のVE提案が適正と認められない場合に、本市が示した標準的な施工方法等（以下「標準案」という。）に基づいて施工する意思がある場合には、標準案に基づく施工計画書（第2号様式）を併せて提出することができるものとする。

3 入札参加希望者が、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案に基づく施工計画書を提出するものとする。

(資料作成説明会)

第5条 入札時VE審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、必要があると認めるときには、資料作成説明会を実施することができるものとする。

(資料のヒアリング)

第6条 審査委員会は、必要があると認めるときには、資料のヒアリングを実施することができるものとする。

(提案の審査)

第7条 審査委員会は、VE提案及び標準案に基づく施工計画（以下「VE提案等」という。）の審査を行うものとする。

2 VE提案に基づく施工計画の審査に当たっては、施工の確実性、安全性及び標準案と比較した経済性等を評価するものとする。

3 標準案に基づく施工計画の審査に当たっては、施工の確実性及び安全性等を評価するものとする。

- 4 一の建設業者が、V E 提案及び標準案に基づく施工計画を併せて提出した場合において、V E 提案に基づく施工計画が適正であると認められるときは、標準案に基づく施工計画の審査は行わないものとする。
- 5 審査委員会の構成員は、原則として、当該工事を所掌する部長、課長、係長、設計担当者、検査担当者、工事依頼局の関係職員、契約課長及び契約係長とするものとする。
なお、審査委員会は、必要に応じて、学識経験者等の意見を聴くことができるものとする。
- 6 V E 提案等の審査をしたときは、その審査結果を入札参加希望者に通知するものとする。審査の結果、V E 提案等が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 7 入札参加希望者は、前項の通知を受けた日から、別途、市が指定した日時までに、疑義の照会をすることができるものとする。
- 8 市は、前項の疑義照会を受けた時は、審査委員会の審議を経て、速やかに当該入札参加希望者に回答するものとする。
- 9 審査委員会の事務局は、当該工事の執行課に置くものとする。

(落札者の決定)

第8条 落札者は地方自治法第234条第3項の規定により決定する。

(提案内容の保護)

第9条 V E 提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(責任の所在)

第10条 V E 提案等が適正と認められることにより、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する請負人の責任が免れるものではない。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

V E 提 案 書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名

件 名

次のとおりVE提案書を提出いたします。

- 1 施工方法について
- 2 経済的所見
(標準案と比較し経済性に優れると考えられる項目・内容を記載すること。)
- 3 施工図 (添付する図面の種類を記載すること。)
- 4 排他的権利等に係る事項

- (1) 提出資料の枚数は、図表込みでA4版 枚程度とする。
- (2) 提案施工方法が不採用の場合の希望 (() 内に○を付すこと。)
 - ア 標準施工方法で施工する () =第2号様式を提出
 - イ 標準施工方法で施工しない () =入札に参加しない

備考 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

標準案に基づく施工計画書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名

件 名

次のとおり標準案に基づく技術的所見を提出いたします。

1 施工方法について

(1) 提出資料の枚数は、図表込みでA4版 枚程度とする。

(2) 提出施工方法について(()内に○を付すこと。)

ア 標準案のみの提出 ()

イ VE提案不採用の場合に標準案で施工する ()

※ イの場合は、本様式の他に、様式1「VE提案書」も併せて提出すること。

備考 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。